児童扶養手当について

亀山市（R6）

児童扶養手当とは

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。
（父または母が重度障害の家庭も対象です）

１．受給できる方

次のいずれかの条件に当てはまる、１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの児童（中程度以上の障害がある場合は２０歳未満）を監護している母や、児童を監護し生計を同じくする父または児童を養育している人。

①父母が婚姻を解消した児童
②父または母が死亡した児童
③父または母が重度の障がい（国民年金の障がい等級１級程度）にある児童
④父または母の生死が明らかでない児童
⑤父または母から引き続き１年以上遺棄されている児童
⑥父または母が裁判所からのＤＶ保護命令を受けた児童
⑦父または母が引き続き１年以上拘禁されている児童
⑧母の婚姻によらないで生まれた児童
⑨父母とも不明である児童

※次のような場合は、手当を受けることはできません
①手当を受けようとする人、対象の児童が日本国内に住所がない場合
②対象の児童が、児童入所施設に入所している、または里親に委託されている場合
③父または母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されている場合

２．手当の手続き

亀山市子ども政策課子ども総務グループで認定の請求手続きをして下さい。

３．手当の支払い

認定されると、請求をした月の翌月分から手当が支給されます。
手当は年６回、奇数月の１１日（１１日が土、日、祝日の場合はその前日）に支給されます。

支給月	5月	7月	9月	11月	1月	3月
対象月	3，4月分	5，6月分	7，8月分	9，10月分	11，12月分	1，2月分

例）３月に請求手続きを行うと４月分の手当を５月に支給
　　２月に請求手続きを行うと３，４月分の手当を５月に支給

４．手当の額

手当の額は、請求者等の前年（前々年）の所得により決まります。

＜対象年月と所得＞

年月	令和5年10月～ 令和6年9月	令和6年10月～ 令和7年9月	令和7年10月～ 令和8年9月
所得	令和4年	令和5年	令和6年

毎年、１１月１日から翌年の１０月３１日までを支給年度として年単位で支給月額を決定します。

＜手当額（月額）＞※令和６年４月から令和６年１０月まで

区分	全部支給	一部支給（所得に応じて）
児童1人	45,500円	45,490円～10,740円
児童2人目加算額	10,750円	10,740円～5,380円
児童3人目以降加算額	6,450円	6,440円～3,230円

※一部支給の手当額の計算方法

第1子＝45,490円　-（受給者本人の所得額 - 全部支給の所得制限限度額）×0.0243007

第2子＝10,740円　-（受給者本人の所得額 - 全部支給の所得制限限度額）×0.0037483

第3子＝ 6,440円　-（受給者本人の所得額 - 全部支給の所得制限限度額）×0.0022448

（10円未満を四捨五入）

【参考】

＜手当額（月額）＞※令和６年１１月から

区分	全部支給	一部支給（所得に応じて）
児童1人	45,500円	45,490円～10,740円
児童2人目以降加算額	10,750円	10,740円～5,380円

※一部支給の手当額の計算方法

第1子＝45,490円　-（受給者本人の所得額 - 全部支給の所得制限限度額）×0.025

第2子以降＝10,740円　-（受給者本人の所得額 - 全部支給の所得制限限度額）×0.0038561

（10円未満を四捨五入）

５．所得制限限度額について

受給者本人とその扶養義務者の所得が所得制限限度額以上であるときは、手当の一部または全部が支給されません。

※扶養義務者とは請求者と同居している父母兄弟姉妹などのことです。

　世帯分離していても同一地番に住んでいると、扶養義務者になります。

＜所得制限限度額表＞令和６年４月から令和６年１０月まで

扶養親族等の数	請求者本人				扶養義務者等	
	全部支給		一部支給			
	収入	所得	収入	所得	収入	所得
0 人	1,220,000 円	490,000 円	3,114,000 円	1,920,000 円	3,725,000 円	2,360,000 円
1 人	1,600,000 円	870,000 円	3,650,000 円	2,300,000 円	4,200,000 円	2,740,000 円
2 人	2,157,000 円	1,250,000 円	4,125,000 円	2,680,000 円	4,675,000 円	3,120,000 円
3 人	2,700,000 円	1,630,000 円	4,600,000 円	3,060,000 円	5,150,000 円	3,500,000 円
4 人	3,243,000 円	2,010,000 円	5,075,000 円	3,440,000 円	5,625,000 円	3,880,000 円

＜所得制限限度額表＞令和６年１１月から

扶養親族等の数	請求者本人				扶養義務者等	
	全部支給		一部支給			
	収入	所得	収入	所得	収入	所得
0 人	1,420,000 円	690,000 円	3,343,000 円	2,080,000 円	3,725,000 円	2,360,000 円
1 人	1,900,000 円	1,070,000 円	3,850,000 円	2,460,000 円	4,200,000 円	2,740,000 円
2 人	2,443,000 円	1,450,000 円	4,325,000 円	2,840,000 円	4,675,000 円	3,120,000 円
3 人	2,986,000 円	1,830,000 円	4,800,000 円	3,220,000 円	5,150,000 円	3,500,000 円
4 人	3,529,000 円	2,210,000 円	5,275,000 円	3,600,000 円	5,625,000 円	3,880,000 円

※扶養親族等の数は税法上の人数です。

※７０歳以上の老人扶養親族、特定扶養親族、１６歳から１９歳未満の扶養親族がある場合は限度額への加算があります。

※前年（前々年）の所得で算定するため、前年（前々年）に元夫（妻）が児童を税法上の扶養に入れていると、請求時に請求者の扶養親族等の数は０人になります。

※扶養義務者等がいる場合、扶養義務者等の所得制限限度額を超えると、全部支給停止になります。

☆所得額の計算方法

所得額　＝　税法上の所得　＋　養育費の８割　-　８０，０００円　-　諸控除

（社会保険料相当・一律）

※給与所得または公的年金所得がある場合は、その合計所得額から 100,000 円を控除

＜主な控除＞

区分	控除額
障害者控除、勤労学生控除	270,000 円
特別障害者控除	400,000 円
医療費控除	地方税（住民税）で控除された額
小規模企業共済等掛金控除	

６．受給後の手続き

認定を受けた方は、次のような届出義務がありますので、事由が生じた際は速やかに市へ届け出てください。

①現況届

・毎年８月１日～８月３１日までに現況届を添付書類とともに提出してください。この届によって手当を引き続き受けられる資格があるかどうか審査します。提出されない場合は１１月以降の手当が受けられません。
・現況届提出の対象者には７月末頃に郵送でお知らせします。
・２年間続けて届を出さないと受給資格を失います。
・７月～９月に請求手続きをした人は、その年は所得状況届を提出し、次年の８月から現況届を提出してもらいます。

②手当を受給して５年、または支給要件に該当してから７年が経過したとき

・就業している場合や障がいの状態にある場合等は一部支給停止適用除外事由届出書に必要書類を添付して提出が必要です。
・提出されない場合は手当が２分の１になります。
・対象者には現況届提出のお知らせの際に一緒にお知らせします。

③住所を変更したとき

市内で転居した場合は住所変更届、市外へ転居した場合は転出届の提出が必要です。市外への転出の場合、手当を受ける資格がそのままであれば、転出先の自治体から引き続き手当を受けられます。転出先の自治体でも手続きをしてください。

④児童の人数が増えたとき

引き取り等により監護する児童の数が増えたときは額改定（増額）請求書の提出が必要です。その際に戸籍謄本等の添付書類が必要です。請求をされた翌月から手当額が増額されます。

⑤児童の人数が減ったとき

監護する児童の数が減った時には額改定届（減額）の提出が必要です。

⑥扶養義務者と同居又は別居するようになったとき

所得の高い扶養義務者と同居または別居するようになった場合、手当が支給停止又は停止解除となる場合がありますので支給停止関係届の提出が必要です。

⑦公的年金等を受けることができるようになったとき

受給者または児童が公的年金等を受けることができるようになった場合、公的年金給付等受給状況届の提出が必要です。公的年金等の受給額によっては手当が一部停止、または全部停止されます。

公的年金等を遡って受給した場合、手当を遡って返還していただきますので、公的年金等を受給できるようになった、または申請の予定がある場合等、担当グループまでご連絡ください。

⑧氏名を変更したとき

受給者または児童の氏名が変わった場合、氏名変更届の提出が必要です。提出の際に変更後の氏名の戸籍謄本を添付してください。

⑨振込先を変更したいとき

児童扶養手当の振り込まれる口座を変更したい場合、支払金融機関変更届を提出してください。提出の時期によっては、次の支給に間に合わない場合があります。

⑩資格喪失届

次のような場合は手当を受ける資格がなくなりますので、資格喪失届を提出してください。

・婚姻の届出をしたとき
　※法律上の結婚だけでなく、異性との同居等、事実上婚姻関係となったとき。
・児童を監護（養育）しなくなったとき
　※児童の死亡、転出、施設入所、里親委託されたとき。
・遺棄していた父または母から、連絡、訪問、送金があったとき。
・刑務所に拘禁中の父または母が出所したとき。
・認定時の支給要件に該当しなくなったとき　等。

受給資格がなくなってから受給された手当は全額返還していただきます。

偽りの申告等、不正な手段で手当を受給した場合は、お支払いした手当を返還していただくとともに、３年以下の懲役または３０万円以下の罰金に処せられることがあります。